

2021年3月24日

お客様各位

京葉システム株式会社

新型コロナウイルス感染症対策について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より、弊社製品・サービスをご愛顧いただき、誠にありがとうございます。

先般ご承知の通り、3月21日をもって首都圏1都3県に発令されておりました緊急事態宣言が解除されました。しかしながら、変異ウイルス感染例の増加もあり、感染の再拡大が懸念される状況となっております。つきましては、当面の間、以下の体制とさせていただきますので、ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

敬具

記

訪問自粛について

緊急事態宣言が解除されましたので、弊社としての訪問自粛体制は解除いたします。

しかしながら、感染再拡大リスクが高い状況が続いておりますので、オンラインでも可能な打ち合わせ等につきましては、引き続きオンライン実施へのご協力をお願いいたします。

在宅勤務体制について

緊急事態宣言に対応した高在宅率の在宅勤務体制は解除いたします。

なお、感染拡大防止と働き方改革の一環として、在宅率を低めに設定した在宅勤務体制を継続的に実施させていただきますので、ご協力の程お願いいたします。

■ 代表回線（043-246-2194）、サポートセンターへのお電話

弊社へのお電話は、通常通りおかけください。

担当者が在宅勤務の場合は、担当者より電話またはメールにて折り返しご連絡させていただきますので、ご理解の程お願いいたします。

■ お客様のご来社

ご来社時は、マスク着用、検温にご協力いただきますとともに、万一の場合の連絡先についてもお知らせいただきますよう、お願い致します。

なお、緊急でご来社いただく場合、担当者が出勤日であることを確認ください。

弊社対応方針に関するお問い合わせ先

本文書の内容、及び弊社対応方針に関するお問い合わせにつきましては、管理部新型コロナウイルス対策担当（sa-cov@keiyo-system.co.jp）までお願い致します。

以上